平成28年5月16日

平成28年度 大阪市事業再評価実施方針

大阪市PDCAサイクル推進要綱第7条第2項の規定に基づき、平成28年度の大阪市事業再評価の実施に関する方針を次のとおり定める。

第1 評価の実施

長期間にわたって未着工又は継続中である事業について、定量的又は定性的に分析し、継続の適否等を評価する。

1 事業再評価対象事業

事業再評価対象事業については、再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び90%以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除き、次のとおりとする。

- ・平成28年度事業再評価対象事業:「平成28年度事業再評価対象事業等一覧表」のとおり
- 2 評価の時期
 - (1) 事業再評価調書作成

平成28年5月~7月頃

(2) 建設事業評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)

において有識者からの意見をいただく

同9月~12月頃

(3) 有識者の意見のとりまとめ及び公表

平成29年1月頃

(4) 対応方針の決定及び公表

同 2月頃

- 3 評価の視点
 - (1) 事業の必要性
 - ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - イ 事業の投資効果
 - (2) 事業の実現見通し
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業の進捗の見込み
 - ウ 事業費の見込み
 - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性(必要に応じて)
 - (3) 事業の優先度
 - ア 重点化の考え方(事業を重点化する場合)
 - イ 事業が遅れることによる影響(事業が遅れる場合)
- 4 評価の分類
 - (1) 事業継続(A): 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
 - (2) 事業継続(B):(A)より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの

- (3) 事業継続(C):(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの
- (4) 事業休止(D):複数年にわたって予算執行を行わないもの
- (5) 事業中止(E): 事業を中止するもの
- 5 評価の方法
 - (1) 調書の作成

事業を所管する局(以下「所管局」という。)は、当該事業について、調書「【様式1】 事業再評価調書」を作成し、市政改革室に提出する。

ただし、次の条件 (ア〜ウ) を満たす場合は、調書を「【様式2】事業再評価調書(簡略)」とすることができる。

- ア 前回の再評価における「対応方針」が「事業継続(A)または(B)」
- イ 社会経済情勢の変化に伴う事業費の変更や事業期間の変更がほとんどない事業(事業 費増が10%以内、事業期間の延長が10%以内)
- ウ 今回の再評価における「対応方針(案)」が「事業継続(A)または(B)」
- (2) 有識者から意見をいただく

有識者会議において、所管局担当者より対象事業の説明を事業再評価調書等により行い、有識者から意見をいただく。

(3) 有識者の意見のとりまとめ 市政改革室が、有識者会議で聴取した各事業の評価分類の妥当性等についての意見をと りまとめる。

(4) 対応方針の決定

所管局は、有識者の意見を踏まえて対応方針を検討し、大阪市事務専決規程所定の決裁 手続きを経て、大阪市としての対応方針を決定する。

第2 継続中事業の自己評価

事業再評価後継続中の事業(事業再評価対象外とした事業を含む)に係る昨年度の取組状況について、「【様式3】事業再評価後の取組状況」により自己評価を行う。

第3 公表

事業再評価に関する情報は随時公表し、市民に説明する責務を果たし、行政の透明性の向上を 図る。

1 ホームページでの公表

次の情報について随時ホームページへの掲載により公表する。

- 事業再評価調書(資料等を含む)、有識者の意見、有識者会議の会議録、対応方針
- 2 市民情報プラザへの配架

「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7の5に基づき次の情報を市民情報プラザに配架する。

有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録

事業再評価調書(初回)

事業種別 事業名		
	担 当	
	1 再評価理由	
	①所在地 図1参照	
2 事業概要	②事業目的	
۱	③事業内容	
	①事業を取り巻 く社会経済情 勢等の変化	
3 事業の必要性の視点	②定量的効果の 具体的な内容	
	③費用便益分析 図2参照	
	④定性的効果の 具体的な内容	
	⑤事業の必要性 の評価	評価

		事業開始時点 (平成 年 月)	再評価時点 (平成 年 月)
4	①経過及び 完了予定		
	②事業規模		
	うち完了分	<u> </u>	
	進捗率 図3参照	<u> </u>	
事業	③総事業費		
の	うち既投資額	<u> </u>	
実現見通	進捗率 図 4 参照	_	
しの	④事業内容の 変更状況と その要因		
視点	⑤未着工 あるいは 事業が長期化 している理由		
	⑥コスト縮減や 代替案立案の 可能性		
	⑦事業の実現 見通しの評価		評価
5	事業の優先度の視点の評価		評価
6	特記事項		
7	対応方針(案)		
	(理由)		
8	今後の取組方針 (案)		

事業再評価調書(2回目以降)

事業種別 事業名		
担当		
	1 再評価理由	
2 事業概要	①所在地 図 1 参照	
	②事業目的	
女	③事業内容	
	①事業を取り巻 く社会経済情 勢等の変化	
3 事業の必要性の視点	②定量的効果の 具体的な内容	
	③費用便益分析 図2参照	
	④定性的効果の 具体的な内容	
	⑤事業の必要性 の評価	

		事業開始時点 (平成 年 月)	前回評価時点 (平成 年 月)	今回評価時点 (平成 年 月)	
4 事業	①経過及び 完了予定				
	②事業規模				
	うち完了分	<u> </u>			
	進捗率 図3参照	_			
	③総事業費				
の	フゟ既投真額	<u> </u>			
実現見通	進捗率 図 4 参照	_			
しの	変更状況と その要因				
視点	⑤未着工 あるいは 事業が長期化 している理由				
	⑥コスト縮減や 代替案立案の 可能性				
	⑦事業の実現 見通しの評価				
5	事業の優先度 の視点の評価				
6	特記事項				
7	対応方針(案)				
	(理由)				
8	今後の取組方針 (案)				

L

事業再評価調書 (簡略)

	等業種別 第名[再評価理由]	
2 担	当	
3 事	³ 業目的	
4 事	^፯ 業内容	
	『業の概況 内は前回評価時	事業開始 事業完了 []
6 前 <i>页</i>	前回再評価から)実施状況	
		所管局の考え方
7	事業の必要性 A~C	
視点毎の評価 (変更等の有無)	事業の実現見通し	
	事業の優先度	
8 対応方針(案)		
(理由)		
9 今後の取組方針 (案)		

事業再評価後の取組状況 - 平成 年度 再評価実施事業

【対応方針】 事業継続(A):完了時期を宣言し、重点的に実施するもの

事業継続(B):予算の範囲内で着実に継続実施するもの

事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの

【自己評価結果】○:取組方針に沿って事業を実施できた

×:取組方針に沿って事業を実施できなかった。

番号	事業種別 事業名	事業の概況	対応 方針	今後の取組方針	自己評価 [進捗率]				自己評価の判定理由	改善策及び今後の取組方針等
田石	事業名	サ 未の似沈	方針	っ後の収配力到	年度	年度	年度	年度	(前年度の取組状況等)	(評価結果が×の場合)
					十尺	十尺	十尺	十尺		
1										
									I	
									I	

事業再評価の視点と評価分類の整理

事業再評価の視点

1. 事業の必要性

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化※ (事業開始時・前回評価時と現在との変化)

② 事業の投資効果※

調書3②~④

2. 事業の実現見通し

① 事業の進捗状況※

調書4①~⑤

② 事業の進捗の見込み※

調書4①~⑥

③ 事業費の見込み

調書4①~⑥ 調書5

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性※

調書4億

3. 事業の優先度

① 重点化の考え方

調書5

② 事業が遅れることによる影響

調書5

事業の性質・状況 により加える項目

※「国土交通省所管公共事業の再評 価実施要領」に掲げられている視点

視点毎の評価の例示

①・②で事業継続の是非を検討

投資効果があり、社会経済情勢等の変 化に対しても適合している

 $\rightarrow A \sim C$

- ・投資効果はあるが、社会経済情勢等の 変化に対して適合していない →D
- ・投資効果がない

調書3⑤

①~③で完了時期の目途やスケジュールの明確 さ及び事業費確保の見込みを検討

- ・完了時期の実現可能性が高い→A
- ・完了時期の見通しあり
- ・一定の進捗は見込まれる
- ・ 当面進捗が見込めない

調書4⑦

→④で進捗阻害要因を排除するための コスト縮減や代替案立案等の可能 性を判断

> • 可能性あり ・可能性なし

 \rightarrow D

 \rightarrow E

調書4⑥

①で重点化の位置づけや考え方を確認

一定の位置付けや考え方に基づいた事業であ るかどうか (考慮要素) 調書5

②で遅延による影響の程度を検討

・影響が極めて大きい

 $\rightarrow A$

 影響大 影響小

 \rightarrow B $\rightarrow C$

・影響が極めて小さい

 \rightarrow D \rightarrow E

影響なし

調書5

評価分類

【事業継続:A】完了時期を宣言し、重点的に実施するもの

- 事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業。
- 事業遅延による影響が極めて大きく、緊急度・優先度が極めて高い事業。

【主なチェック・ポイント】2-② 計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られる可能性が高い (進捗上の課題(関係者調整難航・施工上の課題等)がないか、

課題があっても解決して計画どおり進捗する可能性が高い。)

- 2-③ 計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られる可能性が高い
- 3-② 事業遅延による影響が極めて大きい

【事業継続:B】(Aより優先度は劣るものの)予算の範囲内で着実に継続実施するもの

- ・事業完了に至るまでおおむね見通しがついている事業。
- 事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性が高い事業。

【主なチェック・ポイント】2-② おおむね計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られることが見込まれる (進捗上の課題がないか、課題があっても解決して計画どおり進捗することが見込まれる。)

- 2-③ おおむね計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られることが見込まれる
- 3-② 事業遅延による影響が大きい

【事業継続:C】(A、Bより優先度が劣り)限定的な実施にとどまるもの

「事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく、早期の事業完了の必要 性が乏しい事業。

「投資効果があり、当面、権利者調整の進展等に応じて実施するなどにより一定の進捗は見込まれ

【主なチェック・ポイント】1-① 投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している

2-② 一定の事業進捗が見込まれる

(進捗上の課題がないか、課題があっても事業進捗が見込めなくなるほどではない。)

- 2-③ 一定の事業進捗のための事業費確保が見込まれる
- 3-② 事業遅延による影響が小さい

【事業休止:D】複数年にわたって予算の執行を行わないもの

「投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業。

・当面事業の進捗が見込めず、実施時期等の見直しやコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を 排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業。

【主なチェック・ポイント】1-① 社会経済情勢等の変化に対して適合していない

2-②・2-③ 進捗阻害要因(進捗上の課題・事業費確保困難等)が存在し、 当面進捗が見込めない

2-4 コスト縮減や代替案立案等により事業を進捗できる可能性がある

※事業再開にあたっては、建設事業評価有識者会議より意見を聴取するものとする。

※執行を行わない予算は、工事費や用地費など事業進捗を図る経費とする。 (事業の検討・見直しに要する調査費等を除く。)

※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」における「事業の継続」に含まれる。

【事業中止:E】事業を中止するもの

口投資効果がなく、事業継続の妥当性がなくなった事業。

・進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性 がない事業。

【主なチェック・ポイント】1一① 投資効果がない

2-4 コスト縮減や代替案立案等の可能性なし

※事業再評価の範囲:個別事業の妥当性を確認する。

評価対象事業を越えた範囲(例えば、全体計画や局運営方針等自体の内容の是非など)については再評価の議論の対象外とする。